

30茅市相第32号
平成30年12月26日

湘北地区自治会連合会
会長 茂木 信男 様

茅ヶ崎市長 佐藤



平成30年度湘北地区市民集会に対する質問及び要望書について（回答）

寒冷の候、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、市政推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御要望のありました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

1. まちづくり問題（基盤整備、ごみ、環境問題等）

1-1. 継続案件

1) 東海岸寒川線 松風台入口信号周辺の道路の渋滞について

この交差点の信号は2015年より渋滞の改善策をされていますが現在も改善の成果は見られることなく渋滞は悪化し、南北の道路共に前後の信号まで渋滞が続き地域住民からの苦情が絶えない状況です。

解決策としては右折・左折レーンの設置や歩行者横断歩道の移設などが考えられますが、既に長年に亘っての問題をどのように対応する考えでしょうか？

（担当：安全対策課、道路管理課）

松風台入口交差点につきましては、地域の皆様からの渋滞解消の御要望を受け、上下線分離式信号機の設置及び地域制御のシステムの導入がされており、交通管理者である茅ヶ崎警察署では、当該交差点の通過車両の円滑化が図られているとの見解です。

平成29年度の市民集会で、「平成30年度以降、業務委託により交差点改良の素案を作成し、課題の整理と整備実現に向けた検討を行う。」旨の回答をいたしました。

交差点の改良には、道路用地の追加買収が大きな課題となる点や、交通管理者である茅ヶ崎警察署や神奈川県警察本部、新湘南バイパスの道路管理者である神奈川県との協議が必要となり、長期間を要すると見込まれます。

平成30年度は、検討の基礎資料となる現況平面図等の作成について、測量業務委託の発注手続きを進めており、広幅員車線での道路整備について検討を行ってまいります。

また、横断歩道の移設につきましては、地域からの御要望を受け、茅ヶ崎警察署から神奈川県警察本部へ上申し、移設に関する意思決定を行う神奈川県公安委員会において検討がされます。そのため、条件を満たさない場合などは御要望に添えないこともございますが、具体的な移設場所の御要望がありましたらお伺いし、茅ヶ崎警察署へお伝えしてまいります。

2) 香川小学校通り（香川甘沼線）道路拡幅改良工事について

昨年度、用地買収率は12%と報告されましたが今年現在迄については進捗度はどうですか。

当該地の「見える形」での進捗度については疑問を持っています。

第4次実施計画では251百万円が計上されていますが実施額はどの程度ですか。次に上記区間のJR踏切までの120mの区間については昨年も同時進行を強く要望しましたが、JRとの兼ね合いを理由に本道路の重要性は認識されませんでした。一方、本道路を幹線道路とし、当地の第1順位として第4次実施計画では取り組むとされています。

財政的なことは十分理解しているつもりですが、マスタープランでもJR駅周辺を「都市拠点」に位置付けされているのに多雨時の洪水被害の発生や下水道の未整備など整合性が取れていなく理解できません、早急な対応を望みます。

(担当：拠点整備課、道路建設課)

香川甘沼線の勘十郎堀から西側280メートル区間は、西工区として、平成28年度より用地買収に着手し事業を実施しているところです。

平成30年度は「茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画」(以下「実施計画」という。)の1年目になり、同一路線の他区間の道路整備工事を優先して実施したため、西工区の用地取得の予定はなく、平成30年10月末現在、用地買収率については変化がなく約12パーセントとなっております。また、上記区間の西側120メートルの区間は、香川駅の違い駅などの計画と関連性が深いため、計画道路の線形を決定できない状況です。

このような状況の中、用地買収については工区内に溢水の問題を抱えていることから、この解消のための下水道整備が先行してできるよう、平成31年度以降に連続した区間の用地買収に努めてまいります。

3) 市道7115線(聖天橋～香川駅)の整備について

聖天橋の架替工事も6月20日に共用が開始され道路拡幅整備に着手されたとのことですが、本整備はJR香川駅周辺を取り巻く重要路線であり「都市拠点」です。

JRとの兼ね合いも理解するところですが、【香川駅周辺まちづくり計画】と併せ市の計画・構想を具体的にお知らせ下さい。

(担当：拠点整備課)

これまでの取組といたしましては、神奈川県、寒川町と連携して聖天橋架替え工事を平成27年度に着手し、平成30年6月20日に新橋の供用を開始しております。当該事業については、仮橋撤去や護岸工事等を行い、平成30年度末に完了する予定となっております。

また、聖天橋の架け替え完了に伴い、継続して市道7115号線歩道整備事業を進めてまいります。市道7115号線歩道整備事業につきましては、香川駅周辺まちづくりの一環として、大型交通や通過交通を規制しつつ、生活道路としての利便性を保てる車道幅員5.0メートルと歩行者等の安全で円滑な通行に配慮した歩道幅員2.5メートルを確保し、雨水管の整備を行いながら、総幅員7.5メートルの香川駅と県道丸子中山茅ヶ崎線を繋ぐ道路として寒川町と連携して整備してまいります。

今後については、順次用地買収を進め、暫定整備工事等を行いながら事業を進めてまいります。

4) 大山街道(市道4201線)の道路整備について

平成28年度の歩車道段差解消や敷地出入口などの段差解消の測量、29年度は歩車道の段差解消の設計など、具体的な道路の高さの検討を進めているとの報告がありました。その後、進展はあったのでしょうか？

第4次実施計画では予算計上0円となっております。

今後についてお聞かせください。

(担当：道路管理課)

道路整備事業の実施につきましては、市道4201号線(大山街道)に限らず、市内全域で様々な御要望をいただいているところであり、市民の皆様の安全・安心を確保する点からも大変重要な事業だと認識しており、主要路線を対象に優先度を指標化した「茅ヶ崎市道路整備プログラム」を策定し進めているところです。

今後につきましては、次期の「茅ヶ崎市総合計画基本構想(平成33年度～平成42年度)」の策定の中で整備時期を調整し、実施に努めてまいります。

5) 香川駅前交番の設置の要望について

既に、地域住民の要望として継続しており、市側はその回答も県警の「設置困難」を繰り返すのみで、設置の必要性を市は認識しており努力するとの見解を示していますが進展なく、ただ警察等に要望を届けるに終始しています。

要望が25年を超え香川の人口も12,000人余りと急増しており、自主防犯だけでは対処不可能となって来ています。

前記3)項の「香川駅周辺まちづくり計画」と併せ更なる要請をします。

(担当：安全対策課)

神奈川県警察本部では、交番の設置につきまして、神奈川県内全域において交番を新たに設置する場合は、既設の交番のいずれかを廃止する必要があり、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・他交番等との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。香川駅前地区は、鶴が台交番が管轄しておりますが、近隣地区内には西久保駐在所があり、これらの状況を踏まえ前記事項を検討いたしますと、現時点での交番の新設は困難な状況であると茅ヶ崎警察署より伺っております。

香川駅前交番の設置につきましては、地域の皆様の総意として、市を經由し、茅ヶ崎警察署長、神奈川県警察本部長、神奈川県知事へ書面によりお届けしているところですが、神奈川県警察のホームページには、神奈川県警察に対する要望・意見等の受け付けとして警察本部警察総合相談室のお知らせが掲載されており、電話、メールで警察に地域の皆様より直接御要望していただける方法もございます。本市といたしましても、地域の皆様からの御要望を強く受け止めておりますので、引き続き茅ヶ崎警察署等へ御要望をお届けしてまいります。

1-2. 新規案件

1) コミセンの早期設立に伴う用地の早期確保を

湘北地区のコミセンの設立は住民同士の繋がりを高めるために不可欠な施設であり、まちづくりの原動力となるものと認識しています。

市は突如、平成30年2月に予定していた鶴が台一街区の宅地の取得を断念したと発表しました。

これにより、香川公民館、図書館の移設を含め長年検討してきた用地確保は白紙となりその後の対応については何ら示されていません。

コミセンの用地取得については、当初湘北地区自治会で候補地を提案した経緯もありましたが、それら用地も地主の相続の発生などにより候補地が更に減少しており、現在も相当地をアパート用地や老人ホーム施設候補として物色されているのが現状です。

市は湘北地区のコミセン施設についてどのように対応されるのかお聞かせ下さい。

(担当：市民自治推進課、企画経営課)

地域集会施設は、地域における様々なコミュニティ活動やサークル活動の場として、ま

た、まちぢから協議会などの地域の課題解決に取り組むコミュニティの協議、実践の場として活用いただく重要な拠点であると認識しております。

湘北地区の地域集会施設については、鶴が台一街区にあります独立行政法人高齢・障害・休職者雇用支援機構が所有する雇用促進住宅茅ヶ崎宿舎を一定の減免を受けて取得し、既存の香川公民館及び図書館香川分館を鶴が台一街区に移転の後、現在の香川公民館及び図書館香川分館を地域集会施設に改修する考え方で、これまで地域の皆様、関係の皆様と協議をしております。しかしながら、平成30年1月に雇用促進住宅茅ヶ崎宿舎の一部の住棟で耐震性能に不足があったために取得を見送り、地域集会施設の整備手法については再検討することとなりました。

その後の取組としては、効率的な施設整備の視点から、近年整備した他地区と同様に、既存公有地の活用による整備、既存建築ストックを活用しての整備、既存の他の施設との複合化による整備の3点を基本的な視点とし、湘北地区内の公共施設の再編整備との連携や、湘北地区内の公共的団体所有地の動きを見据え、その整備手法について庁内で引き続き検討をしておりますが、現時点においても検討を継続している状況です。今後につきましては、更なる検討を重ね、早期に一定の案をお示しし、市民の皆様、議員の皆様と意見交換を行いながら方向性を定めてまいりたいと考えております。

2) ブロック塀のチェックと倒壊予防対策を

今年6月に、大阪北部地震でブロック塀が倒壊して死者が出たことを受けて、当市も各自治会に地域調査の依頼を受けましたが、従来は地域に生垣の推奨を促し補助金が出されていましたが、突如として補助金制度を廃止されました。

生垣からブロック塀への変更を阻止するために、生垣維持の補助金を復活することは出来ないでしょうか？

また、ブロック塀を生垣へ変更したときに撤去費用の一部の補助や、補強工事の費用の一部を補助することなどは如何ですか。

(担当：景観みどり課、建築指導課)

自治会の皆様におかれましては、ブロック塀等の調査及び市の補助制度に関するチラシの回覧等、多大なる御支援・御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

生け垣の維持管理費に対する補助については、市域全体でのみどりの保全・再生・創出を効率的に推進していくため、新たにみどりを創出する取組に重点を置かせていただくこととしました。

こうしたこと踏まえ、みどり豊かなまちづくりを推進するため、住宅などの民有地緑化を支援しており、平成21年度より生け垣の築造に対する補助を実施しております。しかし、平成30年度につきましては、既に予算の上限額に達したことから、現時点では受付を終了している状況です。

平成30年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、平成30年度下半期の緊急対策として、既存制度である「沿道景観形成事業」を活用した補助制度を開始しました。

この制度において、塀の補強工事については、補強しても塀本体の経年劣化は解消しないことから補助対象にしておりませんが、ブロック塀の撤去やそれに替わる生け垣やフェンス等の新設に要する費用の一部を補助しております。

3) 河川の氾濫対策推進について

今年も6月に発生した西日本豪雨で河川の氾濫による多大な被害を受けました。

河川の氾濫は支流から本流に流れ込む水の逆流（バックウォーター）が一原因のようです。

当地区内でも、駒寄川から小出川に合流する所が該当し、現在間門橋から上流に整備工事がされていますが、中州の除去、雑草の除去などに多くの不安を持っています。県土木などに強く要望して下さい。

(担当：広域事業政策課)

小出川につきましては、神奈川県において平成27年4月に策定された「相模川水系小出川・千の川河川整備計画」に基づき、護岸工事や河道掘削工事、中上流部に洪水調節施設を整備することとしております。

平成29年度は、神奈川県により萩園橋下流や聖天橋から鷹匠橋までの河道掘削工事が実施され、大曲橋左岸の護岸整備、洪水調節施設の予定地である行谷地区の基本設計等が進められました。

平成30年度は、6月に聖天橋の供用を開始し、7月には大曲橋左岸の護岸整備が完了したところであり、今後一ツ橋左岸の護岸整備や萩園橋から西久保橋までの河道掘削工事、洪水調節施設については、引き続き基本設計等が行われる予定となっております。

また、平成31年度以降も西久保橋から上流に向けて順次河道掘削工事や、聖天橋付近や鷹匠橋上流の護岸整備が行われる予定となっております。

市域を流れる小出川の治水安全度の向上は、本市にとって大きな課題であることは認識しており、早期に整備事業が進捗するよう引き続き要望するとともに、市でも橋りょうの架替等の関連事業を並行して進めるなど、安全安心の向上のため、神奈川県と連携して取り組んでまいります。

2. 福祉問題

2-1 継続案件

- 1) 多世代共生のモデルとしての「ファミリーライフスタート住宅」構想頓挫に伴う図書館香川分館・香川公民館の移転整備、高齢者向け住宅等の整備計画の行方を問う。中でも地域づくりには不可欠な「湘北地区コミュニティーセンター」実現の見直しをお聞きかせ下さい。

立地選定が難航する中、暫定的に、市民センター移設後の公民館空き室を連合会事務所等の拠点として有効活用も考えられますが如何でしょうか？

(担当：市民自治推進課、企画経営課、社会教育課、図書館)

(仮称)ファミリーライフスタート住宅については、雇用促進住宅茅ヶ崎宿舍の既存住棟を活用し、子育て世代の定住促進を目的とした住宅として転用しようとする構想でしたが、雇用促進住宅茅ヶ崎宿舍の取得を見送ったことに伴い、子育て世代の市内への転入促進のためのシティプロモーションとしてソフト事業に転換することにより、その目的を達成していきたいと考えております。

図書館香川分館、香川公民館の移転整備については、多世代共生交流の拠点として、移転した上で機能拡充を図ることを目指して取組を進めておりましたが、雇用促進住宅の取得見送りに伴い当初考えていた手法での移転整備は困難となりました。今後については、先述しましたように湘北地区内の公共施設の再編整備との連携や、湘北地区内の公共的団体所有地の動きを見据え、その方法について検討してまいります。

高齢者向け住宅等に関しては、雇用促進住宅の空き地部分に民間事業者による、質の確保された高齢者向け住宅の整備を誘導することにより、住み慣れた地域内での安心した住まいの提供を検討しておりましたが、雇用促進住宅の取得見送りに伴い、身体状況

や家族の状況など、高齢者の方のそれぞれの状況に合わせ、多種多様な高齢者向け住宅の中から適切な住まいを選択することができるよう、高齢者向け住宅の選択に当たっての支援としてソフト事業に転換することにより、その目的の達成を図ってまいります。

また、湘北地区の地域集会施設の整備については、効率的な施設整備の視点から、近年整備した他地区と同様に、既存公有地の活用による整備、既存建築ストックを活用しての整備、既存の他の施設との複合化による整備の3点を基本的な視点とした上で、湘北地区内の公共施設の再編整備との連携や、湘北地区内の公共的団体所有地の動きを見据え、その整備手法について庁内で引き続き検討を進め、一定の方向性が出た時点で地域の皆様と協議を図ってまいりたいと考えております。

香川公民館の市民窓口センター移設後のスペースは、現在、打ち合わせや作業のためのスペース、防災用具の収納、図書館香川分館の図書の収納等のスペースとして有効活用しております。また現況では簡易な仕切りのみとなっているため、個人情報保護等の観点から連合会事務室等の拠点としての有効活用につきましては困難であると考えております。

2) 待機児童について

市の報告によれば平成30年4月1日現在の待機児童数は14人ですが、就学前児童数が減少する中、保留児童数はむしろ増加しているという。

引き続き30年度以降の待機児童解消への取り組み及び湘北地区の現状をお聞かせ下さい。

総合的な子供の貧困対策については前年度、市からさまざまな支援策が紹介されましたが、貧困率が高く、所得格差が拡大し続ける社会にあって、行政のさらなるきめ細かな対応をお願い致します。

(担当：子育て支援課、保育課)

保育所等の待機児童対策といたしましては、平成28年9月に「新たな待機児童解消対策」を定めて対策を進めております。保育所・小規模保育事業等の整備、認定こども園の新設や保育コンシェルジュの配置など多様な手法を活用して対策を進めた結果、待機児童数は、平成30年4月は13人となり、平成29年4月の18人と比べて減少しています(平成30年4月の待機児童数については、当初は14人と発表いたしましたが、平成30年6月の厚生労働省の通知に基づき、13人に修正いたしました。)。一方で、入園できていない総数である保留児童数は、平成30年4月は195人となり、平成29年4月の156人から増加しております。

湘北地区の現状につきましては、待機児童数及び保留児童数ともに減少しております。待機児童数は平成29年4月の5人から平成30年4月の1人に減少し、保留児童数は平成29年4月の24人から平成30年4月の10人に減少しております。

増加し続ける保育需要に対応するため、平成31年4月に向けて対策を引き続き進めております。保育枠の拡大については、マンションの建設など大規模な開発地域における保育所の整備や、待機児童の多い3歳未満を対象とした小規模保育事業の整備などにより、359人の受入れ増を目指しています。湘北地区においても、平成31年2月に保育所の分園が1園開園し、定員が36人増加する予定となっております。

また、施設整備だけでなく、保育を担う保育士の確保対策にも取り組んでおります。就職機会を拡大するための就職相談会の開催、家賃の一部を補助する宿舍借り上げ支援事業の実施、新たに就職した保育士への奨励金の交付など、多様な対策を実施しております。

効果的な対策を組み合わせることで、早期の待機児童解消に向けて取り組んでまいります。

さらに、子どもの貧困対策といたしまして、平成30年1月に子どもたちに対して実施している様々な施策や取組を関係部局が共通認識の下連携し、切れ目のない支援を展開していくことを目的として、5つの部局、10の課かいにより「茅ヶ崎市子どもの未来応援庁内連絡会議」を設置いたしました。

平成30年度につきましては、連絡会議及び子ども部会、福祉部会、教育部会の3つの部会を開催して、子どもの貧困に関する庁内外のネットワークの形成、子どもの貧困に関する実態調査、子どもの貧困に対する効果的な取組の検討を3つの柱として進めております。

各課において、子育て世帯を支援する事業を実施しておりますので、利用者にとってより効果的なものとなるよう、関係課や他機関との連携し、より実行性のある支援につなげてまいりたいと考えております。

また、「子どものいる世帯の生活状況等に関するアンケート」を児童扶養手当受給世帯や生活保護受給世帯で子どものいる世帯に対して実施いたしました。加えて、日頃から子どもや保護者を支援している職員や相談員等に対して「子どもの生活状況等に関する支援者調査」を実施し、困難を抱えている子どもたちの特徴や課題、必要と考える支援などを調査いたしました。実態調査の結果を集計、分析して、ひとり親家庭等の困っていることや必要とされている支援や制度を把握しまして、より一層充実した支援に努めてまいります。

市民の皆様に対しては、現在、市ホームページで子育て関連ポータルサイト「Lei Aloha」のなかで、「子どもの未来応援に関する取り組み」を掲載し、市内で実施している子ども食堂や学習支援の状況、子どもに関する相談窓口などの情報を発信しております。

今後も支援を必要としている方に、必要な支援が行き届くよう更なるネットワークの強化や情報発信に努めてまいります。

3) 鶴が台団地、松風台、高田の3地域をモデル地区にした超高齢社会に則した街づくり（多世代共生のコミュニティ拠点づくり）は、雇用促進住宅茅ヶ崎宿舍の買収頓挫により、今後どう展開されるのか明らかにして下さい。

5階建ての中高層団地では高齢化とともに単身化が進展、加えて手足の衰えとあいまって居室に閉じこもりがちで、孤立化する居住者も少なくありません。

日ごろから自治会など地域社会における目に見える関係づくりが大切なのは当然だとしても、これまで地域づくりに取り組んできた人たちの間でも高齢化が進んでおり、これら地域の活動を支えるためにも、今後、行政の一層きめ細かな支援策が欠かせないと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

「ライフステージに応じた住み替えによる多世代共生のコミュニティづくり」における市の役割を行政はどう捉えているのかお聞かせ下さい。

(担当：市民自治推進課、企画経営課、福祉政策課、高齢福祉介護課)

「多世代共生のコミュニティ拠点づくり」及び「ライフステージに応じた住み替えによる多世代共生のコミュニティづくり」については、当初雇用促進住宅を取得し、子育て世代の定住促進のため、子育て世代向け住宅としての（仮称）ファミリーライフスタート住宅の整備、高齢者が住み慣れた地域内で安心して居住できるよう、民間事業者による高齢者向け住宅の整備の誘導、及び香川公民館・図書館香川分館を機能拡充して移転し、多世代交流の拠点として整備することを予定しておりました。しかしながら、雇用促進住宅の取得を見送ったことにより、子育て世代の定住促進及び高齢者向け住宅の整備誘導はソフト面での取組として市が施策展開を図り、多世代交流の拠点整備は周辺の公共的土地利用の状況を踏まえ、代替策の検討をしております。

地域活動を中心的に担っていただいている自治会を始め、自治会役員などの地域づくりに積極的に取り組んでいただいている方々の高齢化や自治会加入率の低下については、認識しております。

このような社会状況の中で、今後、行政の一層きめ細かな支援策の一つに新たな地域コミュニティ（まちぢから協議会）事業があげられます。

この事業は、地域内に所在する自治会を始めとした各種団体が一堂に会し、地域内の課題や情報を共有し、地域をより良くするための地域自治の取組です。

まちぢから協議会には、地域担当職員を配置する人的支援、活動費等を助成する財政的支援を行うことができます。また、他地区のまちぢから協議会の事例として、自治会以外の各種団体がまちぢから協議会の活動に参画することにより、若い現役世代が広報事業に携わったり、乳幼児をサポートする事業や子どもの居場所づくりに関する部会活動に参画したりと、協議会の活動を知り、新たな担い手の創出につながっている成功事例が出始めています。

地域担当職員がまちぢから協議会の事業や会議等の運営に寄り添いながら、人的支援と財政的支援による活動支援に努めてまいります。

また、本市では地域の支え合い、助け合いの活動拠点として、市内13か所に地区ボランティアセンターを配置し、公的サービスだけでは対応しきれない日常生活の困りごとなどへの支援体制を整備しております。地区ボランティアセンターが受ける支援活動依頼の中には高齢者の単身世帯からの支援依頼も多く含まれます。地区ボランティアセンターへ寄せられる相談や依頼のうち、専門機関の対応が必要な相談等につきましては、地域包括支援センターや福祉相談室、茅ヶ崎市社会福祉協議会等と連携することで課題を整理し、必要な専門機関へおつなぎしております。

一方で、地区ボランティアセンターを始めとする地域活動の担い手の不足が課題となっております。担い手の高齢化により、活動をやめる方の数が、新規で参加される方をわずかに上回っており、今後もこの傾向は続くと思われまます。

担い手の確保のため、ボランティア大学の開催、セカンドライフセミナーや生涯現役応援窓口でのボランティア活動の呼びかけ等の取組をしております。また、平成30年度は、試験的に地区ボランティアセンターを対象に、新たな仲間づくりをするための研修や、ボ

ランティアの活動実態を紹介するイベントを企画いたしました。

今後、既存の担い手の皆様、地域の皆様と次世代の担い手の確保を行いながら、「地域の支え合い・見守り体制」とその体制を支援する「専門機関による包括的な相談支援体制」を並行して構築、強化してまいります。

4) 前年度、高齢者の外出を促すためにバスのシルバーパスの創設を求めましたが、ゼロ回答でした。

代わりに「高齢者のための優待サービス事業」の活用を進められましたが、足腰の弱った高齢者が街の中央に出ていくには、金銭的、肉体的に相当勇気がいるもので、その程度の優待サービスでは収支が合いません。

むしろ、シルバーパスは、「優待サービス事業」制度に魂を入れるものであり、ぜひ再考を願いたい。

(担当：高齢福祉介護課)

神奈川県内における高齢者のバス運賃割引につきましては、横浜市、川崎市、横須賀市で乗り放題のパスを販売しております。パスの購入の際には、利用される方全てが無料となるわけではなく、横浜市では利用者の収入状況等に応じた負担金が必要となっております。

また、茅ヶ崎市内を運行している神奈川中央交通株式会社においては、65歳以上の方を対象とした、1回の利用が100円となる「かなちゃん手形」を発行しており、神奈川県下自治体における購入補助につきましては、厚木市、愛川町、清川村において、70歳以上の高齢者を対象に購入補助を行っております。

自治体の負担額は、横浜市の「敬老パス」の場合で約96億円となっており、70歳以上の人口規模で案分して本市に当てはめた場合、単純計算で約12億円となります。

また、「かなちゃん手形」の場合、本市の助成額は7、200万円から1億500万円となり、厚木市では、平成29年度より補助額を引き下げているという現状もあるため、財政的負担等を考慮すると、本市における制度の新設は困難であると考えております。

高齢者の外出機会の創出に当たり、交通手段の必要性は強く認識しております。平成30年度より各地区で取り組んでおります「生活支援体制整備事業」の中でも「高齢者の外出支援」をテーマにしております。今後、他地区における好事例や他市での様々な取組等の情報を収集し、それぞれの地区にあったサービスの創出が実現するよう、外出支援の課題解決に対する地区の皆様を取組を支援してまいりたいと考えております。

2-2 新規案件

1) 国立社会保障・人口問題研究所によれば、8割を超える人々が「所得、資産や支払っている保険料の額によらず、誰もが必要に応じて利用できる」社会保障制度を望んでいます。

国の社会保障制度の見直しが進む中、制度から排除される人々をフォローアップし、市独自の支援策が必要だと思っておりますが、市の見解をお聞かせ下さい。

例えば①介護保険から外される要支援1、2への対応策、②医療助成制度から線引き除外された軽症者への支援策一など。

次に地域の基幹医療を担う市立病院について、7月1日から選定療養費（紹介状なし受診の特別料金）が消費税込みで5400円に上がりました。

どんな正当な目的があろうとも、これは医療外による患者負担の強化であり、受診抑制につながるので、弾力的な運用を望みたい。

——例えば再診の1年先を超える診療予約の許容など。

終末期医療を含め国の医療は、平均在院日数を短縮して、在宅医療・介護へ軸足を移していますが、誰もが住み慣れたところで、安心・安全に終末期を迎えられるためには成熟した地域医療連携システム、地域包括ケアシステムが必要ですが、一朝一夕に出来上がるものとも思えません。

急性期医療に特化し、地域の基幹医療を担う市立病院における取り組みの今日の到達点、今後のスケジュールと見通しを明らかにして下さい。

——例えば在宅医療介護連携推進事業の現状は？

（担当：障害福祉課、高齢福祉介護課、地域保健課、医事課）

「①介護保険から外される要支援1、2への対応策」につきましては、介護保険法の改正により、全ての市町村が平成29年の4月までに、要支援1、2の認定を受けた皆様が利用する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護につきましては、介護保険サービスから市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行することとされました。

これに伴い、本市におきましては、従来の介護予防訪問介護と同様のサービス内容の国基準訪問型サービス、従来の介護予防訪問介護と比較して従事する職員の資格要件を緩和した訪問型サービスAを創設いたしました。また、介護予防通所介護につきましては、従来の介護予防通所介護と同様のサービス内容の国基準通所型サービス、従来の介護予防通所介護と比較して配置する職員の人数等を緩和した訪問型サービスAを創設しております。

平成29年4月の事業開始以来、上述2サービスを御利用している皆様におかれましては、順次総合事業の利用へと移行が進み、平成29年度末をもちまして完全に移行が済んでいるところです。なお、申し上げました2サービス以外の介護保険サービスにつきましては、法改正に伴う変更はございません。

本市といたしましては、サービスの利用を必要とする皆様が、適切なケアマネジメントに基づき必要なサービスを御利用できますよう、適正な事業運営を行うとともに、高齢者の人口が増えている現状において、介護保険制度の持続可能性の確保につながる取組を進めてまいります。

「②医療助成制度から線引き除外された軽症者への支援策」として、中軽度の障害のある方につきましては、重度障害者医療費助成事業の対象者にはなりません。多様化する障害特性へ対応するため、本市におきましては必要な方へ必要な支援が提供できるよう、国、神奈川県、市等が行う様々な障害者福祉施策を通じた一体的な支援を行っております。

次に、市立病院における選定療養費の徴収は、初期の医療は患者さんの身近にある診療所が担い、診療所に対応できない医療は地域の基幹病院が担うという国の政策に基づいた医療機関の機能分化の推進を目的としているもので、平成30年診療報酬改定により、公民問わず400床以上の地域医療支援病院で徴収が義務付けられました。選定療養費の対象は、他の医療機関からの紹介状無しで受診された初診の方となります。ただし、厚生労

働省の定めにより対象外となる場合がありますので、御相談ください。

在宅医療介護連携推進事業としましては、寒川町と協同で、茅ヶ崎医師会や介護サービス事業者連絡会、市立病院等、関係機関と協力しながら、「住民への周知」（依頼講座や住民向け講演会の実施、広報紙等の発行等）、「仕組みづくり」（医療介護連携推進部会、病院間情報交換会の開催等）、「関係者人材育成」（多職種連携研修の開催等）の3つを柱に掲げ、医療や介護に従事する職員同士の顔の見える関係を作りながら、在宅医療の推進及び医療と介護の連携強化に取り組んでおります。

平成29年度には、保健所内に「在宅ケア相談窓口」を設置し、茅ヶ崎市・寒川町の住民のみならず、医療・介護関係者の方からの相談も受け付けております。また、市立病院においても、平成30年8月に「地域医療連携室」を「患者支援センター」に改称し、患者さんの入院前から退院後の生活までの継続した支援を行っており、地域の医療機関や訪問看護ステーション、介護施設などと情報共有しながら、シームレスな地域医療連携ができる体制を構築しております。

今後につきましても、長期的な展望を持ちながら、これらの取組を推進してまいります。

2) 障害者雇用における水増し問題が取りざたされていますが、当市での現状をお聞かせ下さい。

(担当：職員課)

本市における平成30年6月1日現在の障害者雇用率は2.33パーセントとなっており、法定雇用率2.5パーセントを下回っている状況にあります。

本市におきましては、障害を有する方の有為な職業人としての自立に資するよう、常勤の職員、非常勤の職員ともに障害者枠での採用を実施するなど障害者雇用に取り組んでまいりましたが、法定雇用率を満たしていない現状も踏まえ、より一層、その取組を推進してまいります。

なお、本市の障害者雇用率に関しましては、毎年庁内調査を実施しており、その調査結果を踏まえた報告内容に不備は無いものと考えております。

3) 「避難行動要支援者名簿」精査のありようについて問う。

名簿の記述に誤りがあれば、改めるに憚るなかれ。

過日、建物も住所も存在しない要支援者が登録されているのが見付き、担当部署に指摘したところ、住所は訂正できないとの回答がありました。

誤記載のある名簿は、名簿の信頼性そのものが問われるため、速やかな訂正をお願い致します。

(担当：市民課、防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課)

平成30年8月に、湘北地区の方より、「避難行動要支援者名簿に掲載されている要支援者の住所が誤っている。確認して正しい住所に修正してほしい。」との御連絡をいただきました。その際に、避難行動要支援者名簿は住民票の住所に基づき作成しており、住所を修正するには、御本人からの申し出が必要であることを説明させていただくとともに、調査確認後に御連絡させていただくことをお伝えいたしました。

現地調査及び該当の方に確認を行ったところ、住民票の住所が誤りであることが判明

したため、担当職員が該当の方の御自宅を訪問し、説明及び謝罪をして、住所変更の手続きをしていただきました。

住民票の住所が修正された後、自治会長等の避難支援等関係者の方に正しい住所の避難行動要支援者名簿をお渡しし、差替えをいたしました。

各地区において、平常時から避難支援等の取組を進めていただくに当たり、避難行動要支援者名簿は重要な基礎情報であると考えております。この度は、御迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。

今回のように住所誤り等の御指摘をいただいた場合には、速やかに調査及び確認を行ってまいります。

3. 安全問題（防犯、交通安全、防災）

3-1 継続案件

1) 香川駅周辺の交番設置について

JR相模線香川駅前に交番設置につきましては、永年要望として提出しておりますが、未だに実現にいたっておりません。

当地区は、人口の増大と共に犯罪も増えており、駅前の「街角マモル君」で犯罪抑止としておりますが、交番が存在しているとは、抑止効果も随分の違いがあります。そこで、交番が設置されるまで警察官の見守り巡回の回数を増やすなどの対応をお願いいたします。

それと同時に、鶴が台交番管内で発生した、犯罪を各自治会の「地域防犯連絡所」（自治会長・町内会長宅）に情報の提供いただければ、地域住民に注意喚起することができますのでよろしくお願い致します。

（担当：安全対策課）

香川駅前交番の設置につきましては、地域の皆様の総意として、市を經由し、茅ヶ崎警察署長、神奈川県警察本部長、神奈川県知事へ引き続き要望をしていくとともに、交番が設置されるまでの間、警察官の巡回の回数を増やすなどの対応をしていただけるよう、依頼書を平成30年10月16日に茅ヶ崎警察署へ提出いたしました。なお、湘北地区における刑法犯発生状況につきましては、平成29年では自転車盗難が最も多く、次いでオートバイ盗難、振り込め詐欺などとなっております。空き巣や器物損壊なども数件発生しております。中でも平成30年では、振り込め詐欺被害の件数が市内全域において上位地区であると茅ヶ崎警察署より伺っております。

発生犯罪等の情報提供につきましては、市役所開庁日の毎日において茅ヶ崎警察署より提供を受けており、提供を受けた当日には当該情報を、本市のちがさきメール配信サービスにて御登録の方々へ配信しております。また、振り込め詐欺等の速やかに情報提供が必要な事案が発生した場合は、その都度、防災行政用無線やパトカーによる広報等で情報提供を行っております。さらに、茅ヶ崎寒川新聞販売組合の御協力により、茅ヶ崎警察署管内の犯罪発生状況について新聞折り込みチラシにより情報提供しているほか、交番・駐在所ごとの犯罪発生状況については茅ヶ崎警察署のホームページに掲載していると茅ヶ崎警察署より伺っております。

なお、鶴が台交番管内で発生した犯罪の各自治会の地域防犯連絡所への情報提供につきましては、地域住民に注意喚起するための情報提供の依頼書を平成30年10月16日に茅ヶ崎警察署へ提出いたしました。

2) 歩道整備、改良について

歩道は誰もが安全・安心に通行出来なければならない場所ですが、市内の歩道すべてが平坦なものではなく、アップダウンや急傾斜な歩道又街路樹が歩道にはみ出し通行の妨げになっているのを見かけます。

そのような処では、高齢者や身体の不自由な方々にとってバランスを壊して転倒の恐れがあり、樹木を避けて車道側を通行する歩行者を度々見かけます。

歩道は誰でもが安全・安心に通行できるよう歩道全般の状況を把握して、整備改良をお願い致します。

(担当：道路管理課、道路建設課)

市内の歩道の新設につきましては、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー法)及び「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」が定められ、バリアフリー化に必要な歩道の幅員、歩車道の段差、勾配等が規定されました。

平成25年以降は、「茅ヶ崎市移動円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」と「茅ヶ崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、バリアフリー化に必要な基準を定めております。

従前の道路は、歩行者等の安全を車両から守るため、全国一律の基準として、歩道を車道より高くする「マウントアップ」形式にて主に整備を行ってまいりましたが、御指摘のとおり、民地への車両の乗り入れ等によるアップダウンや急傾斜な構造となっている歩道が存在しております。

こうした状況を踏まえ、近年の道路の新設改良では、東海岸寒川線の鶴が台団地南側から鶴嶺高校入口の区間や、香川小学校通りの勘十郎堀より東側の区間等において、段差を緩和し、平坦性を確保した「セミフラット」形式にて整備を行い、バリアフリー化に対応した構造での整備を進めております。

また、既存の道路を全て再整備することは困難なため、部分的な改善工事として、交差点巻き込み部や車の乗り入れ部の段差解消やスロープの勾配改善を実施し、可能な部分でバリアフリー化に配慮した取組を実施しています。

平成25年度から平成29年度の5か年で市内全域137か所の改善を実施しており、湘北地区内では、平成26年度に鶴が台団地内で10か所、平成26年度から平成27年度にかけて東海岸寒川線の松風台入口交差点から香川小学校入口交差点の区間で6か所、平成27年度に香川駅前前で1か所の合計17か所の改善を実施しました。

今後も、市民の皆様が安全で安心して通行できるよう、バリアフリー化の推進に努めてまいります。

3) 防災無線放送について

防災無線放送は災害等の非常時に市役所、警察署よりの情報把握に欠かせないもので

すが、現行の防災無線放送の内容は、風雨の強い時や窓を閉め切りシャッターを下ろしていると聞き取れません。もし、放送内容が災害非常事態を告げるものであれば、聞こえないことの不安が募ることになります。

このような時に重用するのが防災ラジオです、「広報ちがさき」等で防災ラジオの重要性を強調して更なる普及を図っていただきたい。

(担当：防災対策課)

防災行政用無線の放送は、気象状況や住宅の気密性の高まり等の要因から、放送内容が聞こえない・聞き取りづらいといった難聴問題が課題となっております。

本市では、この難聴問題に対応するため、「市ホームページ」、「ちがさきメール配信サービス」や「tvkデータ放送」等を提供するほか、平成25年11月には他自治体に先駆け防災ラジオを開発し、これまで約9,500台を御購入いただき、11世帯に1台の割合で保有いただいていることとなります。

この防災ラジオにつきましては、280メガヘルツ帯の周波数を使用することで、災害時にも強く、情報を確実に伝えることが可能な手段であり、パソコンや携帯端末等による情報収集が難しいと思われる方にも取り扱いやすいものであることから、御購入者の約8割が60歳代以上の方となっております。防災行政用無線の難聴問題の課題解決が図られてきております。

これまで、市広報紙への記事掲載につきましては、奇数月の1日号にて、「備える防災」というコーナーを設けて、市民の皆様にご覧いただきたい防災情報を掲載しており、平成30年5月1日号では、情報収集手段について特集を組み、防災ラジオを紹介するとともに、西日本豪雨の教訓から平成30年9月1日号では、本市が発令する避難情報の説明とともに情報入手方法として防災ラジオを紹介しております。

災害に関する情報収集手段については、様々な手段を整備しており、市民の皆様がそれぞれに合った手段を選択していただければと考えておりますが、情報収集手段として防災ラジオの認知度を更に高めるため、地域の皆様の御協力をいただきながら、様々な機会を利用し周知を強化してまいります。

4) 緊急救命装置AED設置場所について

各公共施設、自治会館等で緊急救命装置AEDの普及が進んでおりますが、多くの公共施設では、施設利用者を対象としたAEDを屋内に設置されているのが現状かと思われれます。

緊急救命装置は、何時でも、誰でもが利用できる状態にしておくべきですので屋外設置への早期移設を要望いたします。

(担当：消防指導課)

AEDの設置状況といたしましては、温度管理を始め維持管理等の課題から、公立小・中学校や公共施設等の126施設に設置する全てのAEDを屋内で管理してまいりましたが、公立小・中学校におきましては、セキュリティ面においても夜間は門扉が施錠されることから、いたずらや盗難の恐れが限りなく低いものと考え、平成31年1月から屋内に設置してあるAEDとは別に電源レス屋外型収納ボックスを導入し、校舎や体育館の外壁面にAEDを設置する予定です。

この屋外型収納ボックスは内部の温度をAEDが使用可能な温度（0～50度）に維持することができるため、気候に左右されずに保管することが可能となり、また、屋外に設置することにより地域の皆様がいつでも誰でも使用可能となります。

今後のAEDの設置場所につきましては、各公共施設におけるAEDのリース契約の期間満了までに、屋外設置を前提として施設管理者と慎重に協議を進めながら、施設に適したAED及び収納ボックスを設置してまいります。

3-2 新規案件

1) 高齢運転者の免許証自主返納について

5月28日（月）午前11時頃、国道1号線に於いて、90歳の女性運転者が、横断歩道等で複数の自転車、歩行者に衝突して一人が亡くなる痛ましい事故が発生しました。

高齢者による交通事故は急増しており、免許証の自主返納を勧めるチラシやポスターを見ますが、茅ヶ崎市では昨年度65歳以上の免許証所有者36,402名に対し自主返納者は702名（1.93%）であります。

自主返納を考えている人はいるかもしれないが、返納後の行動手段を考えるとなかなか踏ん切りがつかないものと推察されます。

そこで、各種交通機関の割引制度（シルバーパス）等の導入を検討していただければ自主返納を前向きに考える人がおられると思いますので是非検討をお願い致します。

（担当：安全対策課）

高齢者の運転免許証の自主返納に対する支援につきましては、現状では、自主返納をし、運転経歴証明書の交付を受けている方が企業等の協力により割引などのサービスを受けられる神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会の自主返納サポート制度の御案内をしております。

この制度については、これまでも市ホームページや高齢者が参加する事業等を通じて周知を図っているところですが、まだそれほど馴染みのないものであると考えております。

そのため、今後も茅ヶ崎警察署等と連携し、高齢者が参加する事業等を中心に周知を進めてまいります。

なお、シルバーパスにつきましては、2.2-1.4)で一括して回答します。

2) 横断歩道の設置場所の見直しについて

路面がカーブしている付近の横断歩道で歩行者が横断をはじめた際、その歩行者に気付き車両が急ブレーキで停車する又、そのような状況下で追突事故が発生しております。

横断歩道の設置場所は直線の見通しの良い個所の設置が望ましいが、カーブ付近の設置も必要が優先して設置されていると思います。

横断者の安全確保のためにもそのような横断歩道の見直しと移設及び横断歩道の位置を現す白線（停止線含む）が消えかけている箇所が多くありますので、引き直し等の対応をお願いします。

（担当：安全対策課）

横断歩道の設置や移設につきましては、地域からの御要望を受け、茅ヶ崎警察署から神奈川県警察本部へ上申し、設置等に関する意思決定を行う神奈川県公安委員会において検討がされます。

横断歩道の移設の御要望のある香川駅前通りの北陵橋付近につきましては、既設横断歩道を北側に移設した場合、店舗の出入り口と横断歩道が近接してしまうことや北側の別の既設横断歩道との距離が近づくことから茅ヶ崎警察署では移設は困難であるとの見解です。

また、既設横断歩道の塗り直しの要望箇所である香川駅前通り及び大岡越前通りの横断歩道につきましては、茅ヶ崎警察署より神奈川県警察本部へ上申ししていると伺っております。

既設横断歩道の塗り直しは、神奈川県警察本部が神奈川県内を順番に実施しているため実施まで一定の期間を要しますので、今後、塗り直しを御要望する箇所がありましたら、その都度、本市又は茅ヶ崎警察署へ御連絡をお願いいたします。

3) 自転車通行帯の設置について

東海岸・寒川線のみずき交差点～松風台交差点間は車道幅もあり、自転車通行帯を設置していただくことにより、登下校時等における児童の安全確保につながると思われるので、早急に対処していただきたい。

(担当：道路管理課)

御要望のみずき交差点から松風台入口交差点までの区間につきましては、平成27年3月に策定した「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（自転車ネットワーク計画）」では、平成31年度から平成33年度に整備する「中期」に位置付けられております。

しかし、平成30年度までの整備の「短期」に位置付けられた路線整備についても、完了していない状況となっております。

今後は、次期「茅ヶ崎市総合計画基本構想（平成33年度～平成42年度）」の策定の中で未着手路線も含め、整備時期を調整し実施に努めてまいります。

4) 歩車分離交差点のルール遵守について

歩車分離交差点（イオン茅ヶ崎中央店）での歩行者と自転車が斜め横断することにより、接触事故の恐れがあるように感じられます。

歩車分離交差点での斜め横断は信号無視に当り交通違反になることの認識が希薄であるため、市内の歩車分離交差点を「スクランブル交差点」に切り替えるか、歩車分離交差点での正しい横断方法を知らしめるべき対策を講じていただきたい。

(担当：安全対策課)

飯島歩道橋交差点のスクランブル化につきましては、自転車利用者が多いため歩行者との交錯による危険や、スクランブル化により歩行者の青信号の時間が延長し、それに伴う車両の待ち時間が延長することで渋滞を生じるおそれがあるなどの課題があり、交通管理者である茅ヶ崎警察署では変更が困難との見解です。

そのため、自転車利用者には横断の際に自転車の押し歩きをするよう啓発をしております。今後におきましても、歩行者及び自転車利用者が当該交差点を安全に横断できるよう啓発に努めてまいります。

5) 移動ホース格納庫について

火災発生時の初期消火に備えて市内に相当数の移動式ホース格納箱が備えられていますが、盗難防止でチェーンと暗証番号式南京錠で固定されています。

その南京錠の暗証番号部が正常に回るかを確認すると、大半の錠は錆びており、暗証番号を合わせることができない状態です。

「いざ」という時、チェーンを切断して使用することになり、一刻を争う初期消火に時間を要する事態となりますので、市内全域の移動式ホース格納箱の南京錠の状態を早急に点検すべきかと思えます。

また、暗証番号も二通り【119・000】と設置地域に違いがあることは、「何時でも、誰でも」が迅速に使用することが出来ませんので、市内全域の格納箱の暗証番号を統一すべきではないでしょうか。

(担当：防災対策課)

移動式ホース格納庫につきましては、大規模地震が発生した際に同時多発的に火災が発生し、道路閉塞等で消防活動が阻害され、延焼拡大の恐れがある本市の特性を踏まえ、延焼火災防止対策として市民の皆様が消火栓を活用して初期消火活動を実施していただける体制を整備するため、平成25年度より整備を進め、平成27年度までの3年間で地域の皆様からの御協力により、市内の木造住宅密集地域を中心に市内に502基を設置しました。

設置に当たりましては、各自治会に場所を確保していただき、日頃の管理や取扱方法の習得等につきましても各自治会に対応をお願いしているところです。

平成28年度にすべての格納庫の一斉点検をしたところ、一部の南京錠で劣化等の状況が見られたことから、早急に鍵を手配し、自治会の皆様から御相談いただいた際には交換等の対応ができるよう準備をさせていただいております。

また、南京錠の暗証番号につきましては、設置時には「000」と初期設定されており、以降は、各自治会、自主防災会毎に共通する任意の番号に設定しなおしていただくよう依頼をしております。その中で、代表的な番号として「119」を推奨しております。

移動式ホース格納庫の南京錠につきましては、他地域からも同様の御提案をいただいておりますので、災害発生時の迅速な対応や日頃の管理等において、最も有効な方法等を今後地域の皆様の御意見を伺いながら、更に改善を図ってまいります。

4. 教育問題 (学校、社会教育、学童保育等)

4-1 継続案件

1) 通学路と登下校の安全対策について

① 鶴が台小学校前の道路の速度制限は30km変更されました。

標識は変更されましたが車のスピードダウンに至っていません。

前回回答は「当該個所周辺を含む通学路の安全対策を推進してまいりたいと考えている」となっていますが具体的にはどの様にされていますか？

速度の交通違反取り締まりを実施して下さい。

(担当：安全対策課)

鶴が台小学校前の道路につきましては、平成29年度の回答のとおり鶴が台小学校からの御要望を受けて平成29年10月より時速30キロメートルの速度規制が実施されております。

その後の当該箇所での交通安全対策といたしましては、交通安全日のパトロールにおいて周辺を巡回しているほか、啓発看板や路面標示の設置について調整しているところです。また、当該箇所での取り締まりの実施につきましては、茅ヶ崎警察署へ依頼いたします。

② 香川駅南の踏切から香川小学校に通ずる道路(香川甘沼線)は、多くは歩道がなく登下校時の安全に問題があります。

香川甘沼線整備の促進及びその間の安全対策(部分的な歩道整備その他)を講じて下さい。

(担当：拠点整備課、道路建設課)

香川甘沼線の香川小学校の北側の変則五差路を含む延長約60メートル区間については、平成26年度から用地買収に着手し平成29年度に用地買収が完了したため、平成30年度に交差点改良を含めた歩道整備工事を実施する予定です。

また、勘十郎堀から西側280メートル区間は、西工区として平成28年度より用地買収に着手し、用地買収率は、平成30年9月末現在、約12パーセントとなっております。

このように用地買収から道路整備が完了するまで長期に渡るため、取得用地の物件除却が終わった箇所については、順次、暫定的に舗装整備を行い、歩行空間を確保していくことで、歩行者等の安全性の向上を図ってまいります。

③ 狭隘で危険な通学路が多くあります。全てに緑の歩行者ラインを敷設して下さい。

(担当：道路管理課、学務課)

「緑の歩行者ライン」の敷設につきましては、道路幅員に制約があります。

車道幅員が4メートルと、その両側に車道外側線の白線を設置することにより幅50センチメートル以上の路側帯の設置が必要となり、全体で5メートル以上の道路幅員が必要です。

このことから、幅員5.0メートル未満の道路については、「緑の歩行者ライン」を敷設することができません。従いまして、全ての通学路への敷設は困難であることに御理解をお願いいたします。

④ 不審者等に対する目配り対策として、地域では防犯パトロールを行っていますが、警察官のパトロールも行って下さい。

(担当：安全対策課)

3. 3-1. 1) と一括して回答します。

2) 小学校の児童数適正化について

① 鶴が台団地を2分割している小学校学区(鶴が台小と円蔵小)を鶴が台小学校区に集約する問題についての見解及び学校、保護者との協議は現状どうなっています

か？（鶴が台小学校の生徒数279名、円蔵小学校432名）

② 香川小学校について前回回答では、「……学校規模の適正化を検討する必要があると判断した場合には…今後の方向性を協議」となっていますが、その後どう検討したか具体的に説明して下さい。（香川小学校1,185名）

（担当：教育政策課）

平成30年度の鶴が台小学校と円蔵小学校の学級数（特別支援学級を除く）は、鶴が台小学校12学級、円蔵小学校14学級と、標準的な学校規模となっており、現在のところ学校規模の適正化を図る規模とはなっておりません。引き続き、香川小学校の規模の適正化に伴う特認地域制度の周知などを行いながら、両校の活性化についても図ってまいります。

なお、通学区域内で人口減少が進み小規模校化することが予測される場合は、学校と地域コミュニティとのつながりを意識しながら通学区域の見直しなどを検討してまいります。

次に、平成30年度の香川小学校の児童数は1,185人33学級と、平成29年度の1,216人35学級より減少しているものの本市の小学校で最も大きな規模となっております。児童数は、今後も減少していくものと見込まれますが、あと数年間は1,000人を超える状態が続く見込みのため、引き続き特認地域制度の周知を行い、規模の適正化を図ってまいります。

本市では、大規模開発により児童・生徒数が増加している地域がある一方、地域によっては児童・生徒数が減少傾向となっている小学校・中学校があります。

香川小学校については、現みずき地区の土地区画整理事業に伴う住宅供給により、香川小学校の児童数の増加が見込まれたため、平成18年ごろに通学区域の見直し協議が行われ、その後、規模の適正化が検討され平成24年より特認地域の設定が行われました。

今後も、開発の状況や児童数の推移を注視しながら、再び大規模開発による児童数の大幅増が見込まれるなどの学校規模の適正化を検討する必要があると判断した場合には、学校、保護者、地域の皆様と教育委員会で学校の今後の方向性を協議してまいりたいと考えております。

3) 中学校の完全給食の実施について

全国では、82%強の実施率（H27年）となっております。

成長期にある中学生にとって食育は大変重要です。

経済上から食を制限している生徒もいる現状もあります。

中学校の完全給食を実施して下さい。

健全な生徒の育成のため給食の無償化を要望します。

（担当：学務課）

中学校給食の完全実施につきましては、文部科学省が公表している平成28年度学校給食実施状況等調査の結果によると、全国公立中学校における完全給食の実施率は90.2パーセントとなっております。また、平成29年5月1日現在の神奈川県における中学校完全給食の実施率は45.1パーセントとなっております。

成長期にある中学生のとする昼食が大変重要であることや保護者の共働きなどライフスタイルの変化により家庭でのお弁当作りの負担が大きくなっていることを考えると、中学校

の完全給食の必要性については認識しております。

また、家庭の経済的事情を気にせず学校で昼食がきちんととれる環境を整えることの必要性についても認識しております。

教育委員会といたしましては、中学校給食の実施に向けて、実際に給食を食べることとなる生徒や教職員、保護者の立場にたち、アンケート調査などを行い、具体的なニーズ把握をすることが大切と考えます。

今後、検討委員会を設置し、先進市の導入過程や導入後に生じた課題やその解決方法、実施状況から見えてくる効果や影響も含めた調査・分析を通して、中学校給食の在り方、実施手法や学校運営上の課題など、様々な課題を慎重に調査検討し、本市に適した中学校給食の検討を進めてまいります。

また、給食の無償化につきましては財源の確保等の課題があり、国や神奈川県の動向、先進市の状況等を情報収集してまいります。

4) 小・中学校の雨水排除対策について

市は、雨水の貯留を基本として校庭周辺のU字溝と浸透柵の浚渫を行い、水能力や浸透能力の回復を図るとしています。又、排水ポンプによる排水も行っています。

一方、気象の変化に伴い各地でゲリラ豪雨等の被害が頻発しています。

小学校と中学校の現状は、豪雨により幾日も水が引かない状態にあり、生徒たちの運動や部活動を阻害しています。

浅い側溝（U字溝）や容量の小さい遊水柵では排水及び貯溜は困難です。

遊水柵の容量を拡大して下さい。

運動場等の砂いいわゆる表面土壌の劣化もあり浸透を阻害している傾向にあります、グラウンド表面土壌の改良をして下さい。

(担当：教育施設課)

市内にある公立小・中学校につきましては、近隣への影響を少なくするために学校敷地内に降った雨水を一時的に校庭等に貯留させてから、浸透処理を行うように施設整備を進めております。

また、大雨時の根本的な解決策とはなりません、日頃より校庭周囲のU字溝及び浸透柵の浚渫を実施することで浸透処理機能の維持を図っております。今後も様々な方の御協力をいただきながら適正な維持管理を行ってまいります。

最近の浚渫の実施状況については、次のとおりです。

- ・香川小学校 平成30年3月に地域の方々や卒業する児童に協力をいただいて実施
夏季休暇中に職員が実施
- ・鶴が台小学校 平成30年3月に地域の方々に協力をいただき職員が実施
- ・鶴が台中学校 特に期日を定めずに随時、生徒に協力をいただいて実施

4-2 新規案件

1) 小・中学校トイレの洋式便器化について

すべての学校のトイレについて、早期にウォシュレット付き様式便器を設置して下さい。

小・中学校32校では洋便器化率は55%、旧来の和式が45%となっています。
洋式も温熱便座ではなく冷たい便座も含まれています。

現在一般家庭ではほとんどウォッシュレット便器が利用されています。

特に和式については早急に洋式便器にしてください。

(担当：教育施設課)

現在、公立小・中学校トイレの洋式便器化につきましては、快適な学習環境の整備のため、実施計画に位置付けたトイレ改修事業を進めております。

その改修状況は、平成29年度末現在で系統別改修率として68.2パーセント、校舎棟別の改修率として59.1パーセントとなっており、さらに、改修工事の中で洋式便座へ暖房便座を設置しております。

しかし、洗浄機能付き暖房便座につきましては、新たに電気設備だけでなく給水配管が必要になり、普通のトイレでは設置が難しいことから、多目的トイレへの設置を進めております。

今後も快適な学習環境の整備のため、トイレ改修事業を進めてまいります。

2) 社会教育について

① 香川公民館

地域住民の自主的な講座や学習活動を推進すること、そのために必要な職員体制と予算の確保をして下さい。

住民が市政について知り・学ぶことができるよう市政情報コーナーを設けて必要な資料・図書等を整備して下さい。

(担当：社会教育課)

地域課題や社会的要請課題の学習や解決、地域交流などの事業を的確に実施できるよう、7名の職員が適宜、研修に参加しております。引き続き、職員の資質向上に取り組むとともに、主催事業や公民館まつり等が実施できるよう予算確保に努めてまいります。

また、市政情報コーナーの設置につきましては、ロビーにおいていつでも来館者の方々が市政情報を閲覧できるよう各種行政計画や学習情報等を設置しております。

② 図書館香川分館

汚損した図書が多いので、大幅な更新をすすめてください、そのための図書購入予算を増額して下さい。

書架を増設して下さい。

国道1号線以北における図書館建設計画を復活し、建設を進めて下さい。

(担当：図書館)

香川分館は、公民館との複合施設となっており、図書館自体は約250平方メートルという限られたスペースの中で運営している状況です。

また、閉架書庫がないため、絶版等の理由により買換えが困難な古くても人気のある図書等については、開架スペースに配架した状態で御利用頂いているのが現状です。

資料収集においては、「茅ヶ崎市立図書館資料収集方針」に基づいて行っており、香川分館につきましては、分館という特性や利用者層を考慮しながら、基本的な参考図書、一般

教養、実用、趣味、娯楽、小説及び児童書、絵本を中心に収集を行っています。資料購入費につきましては、限られた財源の中で従前の予算額を堅持している状況です。他方で、本館及び各公民館図書室（分室）所蔵の図書を固定させることなく、借受や保管替により蔵書の充実を図るなど工夫して運営しているところです。また、13か所の施設を図書館ネットワークで結ぶことで、本館及び市内の各公民館図書室（分室）、移動図書館等にある図書・雑誌等を予約・リクエストにより受け取ることができるなどサービス面での充実を図っている状況です。

今後も地域の課題解決を支援し、利用者の皆様に必要な資料と情報を提供できるよう、努めてまいります。

国道1号線以北における図書館建設計画につきましては、平成29年3月に実施した図書館利用者アンケートの中でも、茅ヶ崎駅より北側への図書館建設を望む声や、香川分館の充実を求める声もいただいております。ほかに、自宅から身近な施設で図書館資料の受け取りができるような利便性を求める声や近年注目されている滞在型の図書館としての機能を望む声をいただくなど、図書館に寄せられる期待が高まってきていることは認識しております。

既存施設等への分室設置や新たな窓口増設に向けて検討する中で、北部地域においては、「(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業」において図書館の分室設置を計画しております。今後も、機会を捉えながら新たな窓口増設に向けて検討してまいります。

③鶴が台・香川小学校の大型遊具撤去に伴う今後の予定についてお聞かせ下さい。

長らく子どもたちに喜ばれ、休み時間等で遊ばれた大型遊具が、安全面のため撤去されたが、子どもたちにとっては重要な遊びの原点であり、それに代わる遊び場を今後とも保障しつつ、早急に対処されたい。

(担当：教育総務課)

鶴が台小学校、香川小学校などの複合遊具については、老朽化が進み、修繕では対応しきれなくなっていることから平成30年8月に撤去を行いました。今後の小学校の遊具・体育器具の整備等の対応については、市内19小学校や県内各市へのアンケートなどを基に、6つの単体遊具（低鉄棒、雲梯、すべり台、ブランコ、ジャングルジム、はんとら棒）を小学校に最低限必要な遊具と考え、これらの遊具が不足している小学校8校に5年間の期間で整備していく計画として、「茅ヶ崎市立小学校遊具・体育器具の計画的整備の実施について」を平成30年8月に策定いたしました。

鶴が台小学校及び香川小学校は、これらの6つの単体遊具が既に整備されておりますので、5年間の計画の中では新たな遊具の整備は予定されておりませんが、現在ある遊具を安全に使い続けられるよう、定期的な安全点検を行うとともに必要に応じ速やかな修繕を行ってまいります。

(事務担当 市民相談課市民相談担当)

受付No.455